神戸市水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年7月2日

神戸市水道事業管理者 藤 原 政 坴

神戸市水道管理規程第5号

神戸市水道条例施行規程の一部を改正する規程

神戸市水道条例施行規程(昭和39年4月水道管理規程第3号)の一部を次のよ うに改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び 第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は 太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)につ いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正 部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|------------|------------|
| (用途別の認定基準) | (用途別の認定基準) |

- 第6条 条例第12条第5項に規定する 用途別の認定の基準は、次の各号に 掲げるところによる。
 - (1)、(2) 「略]
 - (3) 公衆浴場用

神戸市公衆浴場法施行条例(平成 24年12月条例第43号)第2条第1項 に定める一般公衆浴場であつて、物 価統制令(昭和21年勅令第118号) 第4条の規定により兵庫県知事が 指定する公衆浴場入浴料金統制額 の適用を受ける公衆浴場において 使用するもの

- | 第 6 条 条 例 第 12条 第 5 項 に 規 定 す る 用途別の認定の基準は、次の各号に 掲げるところによる。
 - (1)、(2) 「略]
 - (3) 公衆浴場用

公衆浴場法基準条例(昭和39年兵 庫県条例第64号)第2条第1項に定 める一般公衆浴場であつて、物価統 制令(昭和21年勅令第118号)第4 条の規定により兵庫県知事が指定 する公衆浴場入浴料金統制額の適 用を受ける公衆浴場において使用 するもの

(4) 「略]

(特別給水の料金の額)

- 第6条の3 条例第13条に規定する管理者の定める金額は、使用水量1立 方メートルにつき450円とする。
- 2 「略]

(集合住宅等の料金計算)

第8条の4 [略]

前項の場合において、受水タンク 上流のメーターの指示水量が子メー ターの指示水量(口径20ミリメート ル以下の子メーターの指示水量が5 立方メートルに満たないものについ ては、5立方メートルとみなす。) の総和を超えるときのその差水量の 料金は、1立方メートルにつき、条 例第12条第4項に規定する一般用20 立方メートルまでの分<u>(口径20ミリ</u> メートル以下のメーターにより給水 を受ける場合にあつては、10立方メ ートルを超え20立方メートルまでの 分) 1立方メートルに係る従量料金 に100分の110を乗じて得た額とす る。ただし、特に管理者の定める基 準に合格した集合住宅及び住宅団地 の受水タンク以下の装置について は、別に定めるところにより計算す る。

3 [略]

(4) 「略]

(特別給水の料金の額)

- 第6条の3 条例第13条に規定する管理者の定める金額は、使用水量1立 方メートルにつき415円とする。
- 2 「略]

(集合住宅等の料金計算)

第8条の4 [略]

2 前項の場合において、受水タンク 上流のメーターの指示水量が子メー ターの指示水量(口径20ミリメート ル以下の子メーターの指示水量が10 立方メートルに満たないものについ ては、10立方メートルとみなす。) の総和を超えるときのその差水量の 料金は、1立方メートルにつき、条 例第12条第4項に規定する一般用20 立方メートルまでの分1立方メート ルに係る従量料金に100分の110を乗 じて得た額とする。ただし、特に管 理者の定める基準に合格した集合住 宅及び住宅団地の受水タンク以下の 装置については、別に定めるところ により計算する。

3 [略]

(施行期日)

1 この管理規程は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第6条第3号の 改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この管理規程による改正後の神戸市水道条例施行規程第6条の3第1項及び 第8条の4第2項の規定は、令和6年12月1日以後に決定又は認定する使用水 量に係る水道料金について適用し、同日前に決定又は認定する使用水量に係る 水道料金については、なお従前の例による。